

宮城県地域少子化対策重点推進事業（国平成30年度当初予算対応型）実施計画書 個票

市町村名 涌谷町本事業の担当部局名 まちづくり推進課

事業メニュー	結婚新生活支援	
区分	結婚新生活支援	
関連事業メニュー	3-(1)(2) 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援	
個別事業名	涌谷町結婚新生活支援事業（わくや新生活応援補助事業）	
実施期間	交付決定日 ~ 平成 31年 3月 31日	
所要見込額	2,400 千円	補助率： 1/2 （交付金所要額： 1,200 千円）
各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け	<p>涌谷町においては、「第5次涌谷町総合計画」で①交流が豊かさ育むまちづくり、②健康長寿に向けたまちづくり、③子どもの成長支えるまちづくり、④安全で快適な環境のまちづくり、⑤協働による自立したまちづくりを施策の大綱として位置づけており、婚活を支援する本事業は上記の③に該当する。</p> <p>今後の町の発展には、将来を担う若者世代の確保が不可欠であるということも言うまでもなく、若者世代が求める良い住環境整備を進めるとともに、若者世代の町内への定住を支援することが重要となってくる。その中で、本個別事業は経済的理由により結婚を躊躇している若者への支援として大きな役割を担うものと思われる。併せて、少子化対策として重要な施策であり、定住支援の一助ともなるものである。</p>	
個別事業の内容	<p>（個別事業の内容）</p> <p>1 住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援</p> <p>・涌谷町結婚新生活支援事業 所要見込額 1,200 千円</p> <p>新規に婚姻した世帯（夫婦ともに婚姻日において34歳以下、所得340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う新規の住宅取得又は賃貸に係る経費に対する支援を行う。</p> <p>【算出根拠】</p> <p>8件（支給見込世帯数） × 30万円（補助上限額） × 1/2（補助率） = 1,200千円</p> <p>・8件については、29年度の夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下の婚姻件数31件のうち、所得340万円未満の世帯数を税務課において確認し、算出。</p>	
	<p>2 引越費用に係る支援</p> <p>・涌谷町結婚新生活支援事業 所要見込額 1,200千円(再掲)</p> <p>新規に婚姻した世帯（夫婦ともに婚姻日において34歳以下、所得340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う引越に係る経費に対する支援を（引越業者又は運送業者への支払いその他引越に係る実費に対し支給するものに限る。）に帯する支援を行う。</p>	
	<p>・個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標</p>	<p>・支給世帯実績/支給見込世帯数の割合:100%</p> <p>・結婚新生活支援事業に関するアンケート(婚姻届提出時)における「本事業の認知度」:50%</p> <p>・結婚新生活支援事業に関するアンケート(補助金申請時)における「地域に応援されていると感じた世帯の割合」:100%</p> <p>涌谷町においては、支給見込世帯数を8件と見込んでいる。より多くの新婚世帯に対して結婚に伴う経済的負担の軽減ができるよう、HP(平成29年アクセス数:230,681件)、窓口によるチラシの配付(婚姻届、転入届時30件)、町広報誌掲載:全戸配付での周知活動に努めることにより、支給見込世帯数8件の100%に対して補助金を支給することを目標とする。</p> <p>8/8</p>
<p>・都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方法</p>	<p>・本事業に対する情報共有を行うほか、実施している他市町村の情報収集</p> <p>・県HP等により本事業の周知、及び実施している市町村の紹介</p>	

・民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法	
・男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 (関係部局等) (配慮すること)
・委託契約の有無及び契約方式	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 □有(以下の①～③から該当するものを選択してください) □無 ----- □①企画提案方式(プロポーザル方式、コンペ方式等) □②競争入札方式 □③随意契約 [事業の内容:] (①を除く) [随契の理由:]
・システム等導入に係る管財部局の確認	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 該当する取組の有無: □有 (取組名:) □無 □有の場合の担当部局:

(注)

- 1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。併せて「うち交付金所要額」には「所要見込額」に補助率を乗じた額(千位未満切り捨て)を記入すること。
- 2 「各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、区分(①結婚に対する取組、②結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組、③結婚新生活支援事業)ごとに、既存事業や他省庁補助金等事業なども含め、全体としてどのような取組を行うか、その中で、本個別事業がどのような位置付けにあるのか、どのように他事業との取組連携しているのかを記載すること。
- 3 「事業内容」には、個別事業の具体的内容を記載する。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4 「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、本個別事業の各区分における取組全体像における位置付けを踏まえ、どのような考え方のもとどのくらいの効果が見込めるのか、それを測るためにどのようなKPI及び定量的成果目標を決定したか、達成予定時期を含め記載すること。また、各市町村は、毎年、個別事業ごとに効果検証を実施し、都道府県にその結果を報告すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
(過去に設定したKPIも別紙に記載すること。)
- 5 「都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を都道府県と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載する。
- 6 「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入する。
- 7 「男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項」には、特定の価値観の押し付けとならないようにする観点から、計画策定に当たり連携した関係部局等及び事業の実施に当たり連携する関係部局等並びに事業の実施に当たり配慮することを具体的に記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。
- 8 「委託契約の有無及び契約方式」には、取組中の委託契約の有無及び有の場合には予定している契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。
- 9 「システム等導入に係る管財部局の確認」には、マッチングシステム、アプリの構築等のシステムに関する取組の有無及び有の場合には、事業の内容及び確認を行った部局名を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。